

金融庁が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成29年10月13日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

〈改正の概要〉

本件については、企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等が公表（コメント募集期間：平成29年6月6日～8月7日）されたことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うものである。

〈施行日〉

ASBJにおいて、上記の公開草案の結果を踏まえ公表される企業会計基準「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用日と合わせ、同日から施行する予定とされている。

なお、コメント期限は、平成29年11月11日（土）17時までとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ（<http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20171013.html>）を参照いただきたい。

以 上